

平成28年3月30日
総務省石川行政評価事務所

地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する 行政評価・監視〈調査結果に基づく改善意見の通知〉

総務省石川行政評価事務所（所長：大山洋志）は、平成27年8月から28年3月まで、地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する行政評価・監視を実施しました。

その調査結果に基づき、石川行政評価事務所は、3月30日、石川運輸支局に対して改善意見を通知しましたので、調査結果及び改善意見の概要をお知らせします。

（注）この調査は、石川行政評価事務所のほかに、中部管区行政評価局、岐阜行政評価事務所及び富山行政評価事務所でも実施しました。各局所の調査結果につきましては、各局所のホームページをご覧ください。

- ※ 中部管区行政評価局 <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu.html>
- 岐阜行政評価事務所 <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/gifu.html>
- 富山行政評価事務所 <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/toyama.html>

〔本件照会先〕

総務省石川行政評価事務所

評価監視官 加藤 高規

電話：076-222-5241（直）

○ 地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する行政評価・監視の概要

背景事情

- マイカーの普及や過疎化に伴う利用者の減少により、民間事業者が主体に行う路線バス等の廃止、運行回数の減少等が進み、自ら移動手段を持たない高齢者、障害者、通学者等の日常的な交通手段の確保が困難な地域が発生
- 上記のような地域を有する市町村では、路線バス等を補完・代替する交通手段として、事業用自動車又は自家用自動車を使用したコミュニティバス等の運行や、自家用自動車を使用した有償運送等を導入

調査の視点

- 住民の利便性の確保のための取組は行われているか。
- 旅客運送の安全は確保されているか。

調査の概要

石川行政評価事務所は、次の事項を調査

【項目】

- 1 地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況
- 2 輸送の安全確保対策の実施状況

[対象機関] 石川運輸支局、石川県、市町(小松市・珠洲市・白山市)、NPO法人(特定非営利活動法人)(2)、社会福祉法人(2)、旅客自動車運送事業者(3)

[実施期間] 平成27年8月～28年3月

1 地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況

○ 地域住民の生活に必要な交通手段を確保するための仕組みの適切な運用

主な調査結果

〔報告書P2～5〕

市町村は、地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）又は運営協議会を主宰し、関係事業者、住民、行政により、地域住民の生活に必要な交通手段を確保するために必要な事項を協議。

3市が主宰する交通会議又は運営協議会を調査したところ、次のとおり、適切な運営が行われていない状況がみられた。

※ 珠洲市及び白山市は他の市町と共同で運営協議会を運営

《交通会議》

- 書面による意見の聴取及び議決が可能とされていない案件について、当該取扱いを行っている

【3市全ての交通会議】

※ 国土交通省が作成した交通会議ガイドラインでは、会議は原則公開とされているが、特定の案件等に関し、書面により意見の聴取及び議決を行うことが可能

- 「地域公共交通確保維持改善事業」の実施による自己評価結果の公表を行っていない

【3市全ての交通会議】

※ 地域公共交通確保維持改善事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）では、当該事業を実施した場合は自己評価を行い、結果を公表する旨規定

《運営協議会》

- 運営協議会の公開及び議事録の公表を行っていない

【珠洲市及び白山市の運営協議会】

※ 国土交通省が作成した運営協議会ガイドライン及び平成23年通達では、会議は原則公開とされ、主宰市町村による会議の公開及び議事録の公表を規定

所見

〔報告書P6〕

石川運輸支局は、交通会議及び運営協議会の適切な運営を図る観点から、次の措置を講ずること

- 交通会議を開催して協議・議決すべき案件について書面の郵送又は持ち回りによる意見の聴取及び議決を行っている市町並びに議事概要の公表を行っていない市町に対し、その実態を把握した上で、交通会議ガイドラインに沿って運用を行うよう助言

- 地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価結果を公表していない市町に対し、事業実施要領に基づき公表するよう指導するとともに、今後、当該事業を実施する市町に対し、同様に公表するよう、なお一層周知

- 運営協議会の公開及び議事録の公表をしていない市町に対し、その実態を把握した上で、運営協議会ガイドライン及び平成23年通達に沿って公開・公表するよう助言

2 輸送の安全確保対策の実施状況

○ 自家用有償旅客運送者等に対する安全確保措置の徹底

主な調査結果

〔報告書P18～23〕

自家用有償旅客運送者(以下「運送者」という。)及び旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)には、道路運送法施行規則等関係法令に基づき、安全確保措置の遵守が義務付け。

5運送者及び2事業者における輸送の安全確保措置の遵守状況を調査したところ、次のとおり、遵守されていない状況がみられた。

- 勤務時間の都合上、安全な運転のための確認等をしていないまま運転者が乗務している例あり【1運送者】
- 運転者の健康状態の把握を未実施【2運送者】
- 車両の日常点検整備又は定期点検整備が未実施【4運送者】
- 直近3年間(平成24年度分～26年度分)全ての輸送実績報告書を未提出【1運送者】
※ 平成26年度分：全54運送者のうち、未提出が3運送者、提出期限(5月31日)を超過して提出している者が34運送者
- 輸送実績報告書で報告済みの交通事故と類似の事故が未報告など、正確な交通事故件数が把握できていないおそれ【3運送者及び2事業者】

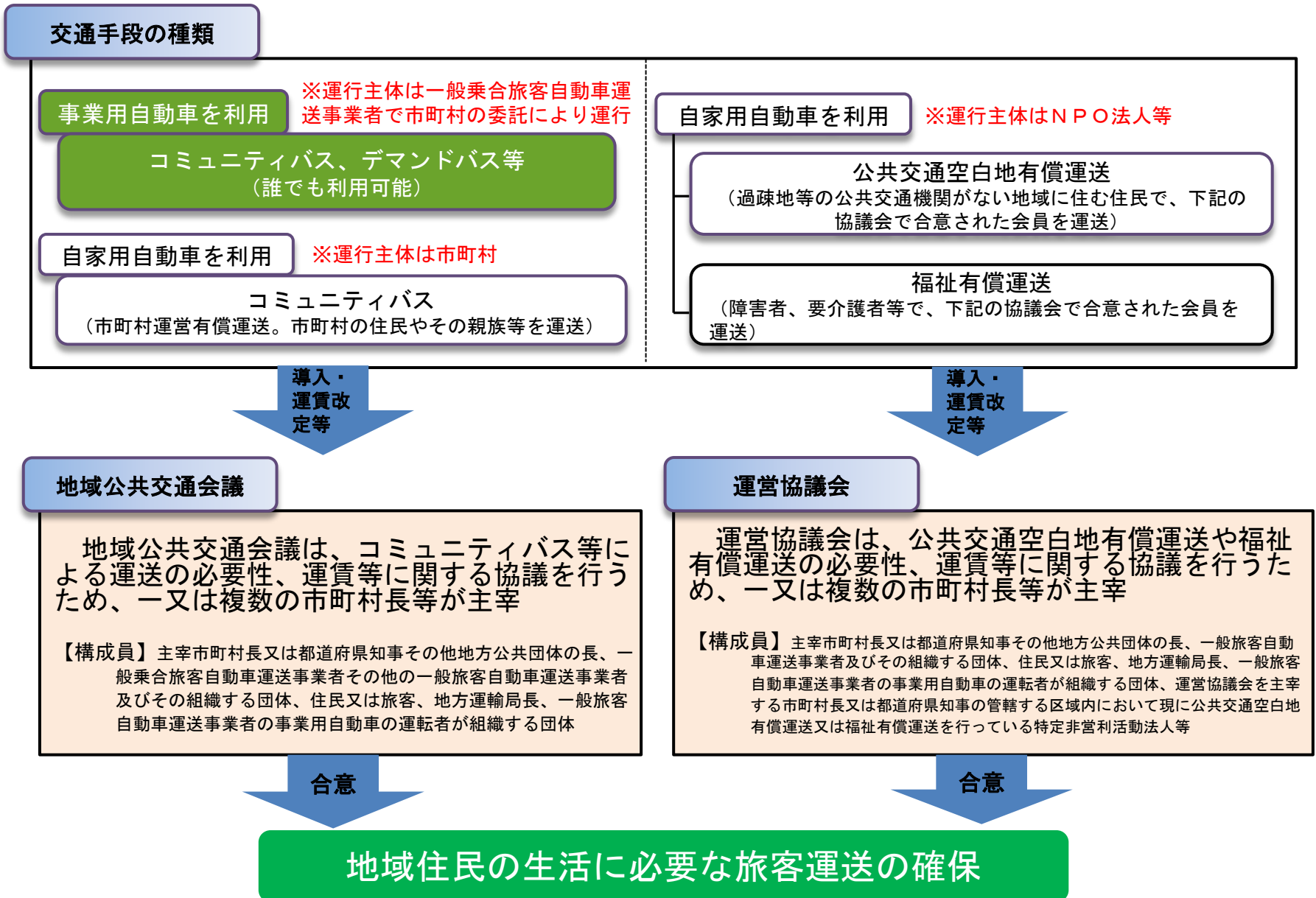
主な所見

〔報告書P23〕

石川運輸支局は、運送者及び事業者に対し、輸送の安全を確保する観点から、次の措置を講ずること

- 運送者に対し、安全な運転のための確認等に係る法令等の規定を改めて周知するとともに、当該確認等を適切に行っていない運送者を指導
- 運送者に対し、運転者の健康状態を把握する重要性やその実施方法等を周知するとともに、当該把握を適切に行っていない運送者を指導
- 運送者に対し、日常点検整備や定期点検整備に係る法令等の規定を周知するとともに、当該点検整備を適切に行っていない運送者を指導
- 輸送実績報告書を法定期限内に提出していない運送者に対し、当該期限を遵守するよう指導
- 運送者及び事業者に対し、輸送実績報告書で報告すべき交通事故について、これまでの報告事例や報告に当たって確認すべき事項等を周知するとともに、交通事故件数を正確に報告するよう指導

(参考1) 地域住民の生活に必要な交通手段を確保するための仕組み



(参考2) 輸送の安全確保措置の概要

主な安全確保措置	説明	旅客自動車 運送事業者	自家用有償 旅客運送者
点呼の実施 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条)	運転者に対して、酒気帯びの有無、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無等を確認し、その記録を運転者ごとに1年間保存	○	—
安全な運転のための確認 (道路運送法施行規則第51条の18)	運転者に対して、疾病、疲労、飲酒等の理由で安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、その記録を運転者ごとに1年間保存	—	○
乗務員台帳の作成・備え置き (旅客自動車運送事業運輸規則第37条)	運転免許証の番号・有効期限・運転免許の条件、運転者の健康状態等を記載した乗務員台帳を作成し、営業所に備え置き	○	—
運転者台帳の作成・備え置き (道路運送法施行規則第51条の19)	運転免許証の番号・有効期限・運転免許の条件、運転者の健康状態等を記載した運転者台帳を作成し、事務所に備え置き	—	○
乗務員証の作成・携行等 (一般乗用は旅客自動車運送事業運輸規則第37条第3項、一般乗合は同規則第42条)	一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該事業者の名称、運転者の氏名、作成番号・作成年月日、運転免許証の有効期限等を記載し、かつ運転者の写真を貼り付けた乗務員証を作成し、運転者が携行(一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の名称、運転者の氏名、自動車登録番号等を掲示)	○	—
運転者証の作成・掲示 (道路運送法施行規則第51条の19第3項)	運送者の名称、運転者の氏名、作成番号・作成年月日、運転免許証の有効期限等を記載し、かつ運転者の写真を貼り付けた運転者証を作成し、車内に掲示	—	○
自家用有償旅客運送自動車に関する表示 (道路運送法施行規則第51条の23)	自家用有償旅客運送自動車の両側面に、運送者の名称、「有償運送車両」の文字及び登録番号を記載した標章を表示	—	○
登録証の備え置き (道路運送法施行規則第51条の23第3項)	登録年月日、登録番号等を記載した登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備え置き	—	○
日常点検整備の実施 (道路運送車両法第47条の2)	自動車の種別に応じて、自動車の走行距離等から判断した適切な時期や、1日1回運行開始前に、灯火装置の点灯、制動装置の作動等の点検を実施	○	○
定期点検整備の実施 (道路運送車両法第48条)	国土交通省令に基づく自動車点検基準に定める期間ごとに、かじ取り装置、制動装置、緩衝装置、電気装置等の点検を実施	○	○
自動車事故の速報の実施 (自動車事故報告規則第4条)	自動車が転覆した事故、死者又は重傷者が生じた事故等の自動車事故等があったときは、電話、ファクシミリ等により24時間以内においてできるだけ速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報	○	○
輸送実績報告書の提出 (旅客自動車運送事業等報告規則第2条、第2条の2)	毎年5月31日までに、輸送実績、事故件数等を記載した輸送実績報告書を運輸支局長等に提出	○	○

(注) 「○」印は、安全確保措置の対象、「—」は当該措置の対象外を示す。